

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会  
助成金交付規程

(目的)

第 1 条 うるま市（以下「本市」という。）における福祉活動の振興を図るために、福祉活動を行うことを目的とする団体の活動に要する経費に対して助成金を交付し、その団体の活性化と地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成金交付の対象団体)

第 2 条 この助成金の交付を受ける団体は、次のとおりとする。

- (1) 当事者団体
- (2) ボランティア団体

(助成金額)

第 3 条 この助成金は、毎年度予算の範囲内においてこれを交付する。

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度5月末日までに助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(審査及び交付決定)

第 5 条 前条により提出された申請について、会長はこれを審査し適当と認めた者に対し、助成金の交付を決定する。

(報告)

第 6 条 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後2か月以内に事業完了報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 7 条 助成金の交付を受けた対象団体が次の各号に該当する場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を目的以外に使用したとき
- (2) この規程に違反したとき
- (3) その他、不正又は虚偽の申請をしたとき

附 則

この規程は、平成17年8月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 助成金交付申請書

助成金交付規程第4条に規定により、助成金を交付くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

令和 年 月 日

名 称  
代表者名

社会福祉法人  
うるま市社会福祉協議会会長 殿

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

(様式第2号)

## 事業報告書

令和 年 月 日付け、交付された助成事業は完了しましたので、別紙  
のとおり報告します。

令和 年 月 日

名 称  
代表者名

社会福祉法人  
うるま市社会福祉協議会会長 殿

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書